



犬や猫の飼い主の責任とマナー

犬を飼ったら必ず登録をする



生後91日以上の子犬は、登録する必要があります。
犬の登録は、加東市役所生活環境課または市が委託している動物病院で行うことができます。

◎費用 1頭につき 3,000円

登録をすると「鑑札」をお渡しします。
この鑑札は、飼い主の変更や住所の変更の際にも必要になりますので、大切に保管しましょう。



交通事故、ケガ、感染症などの
危険から守るため、
猫は屋内で飼う

猫を屋内で飼うと、ふんや尿で近所に住む方に迷惑をかけたり、家財を損壊させるなどの危険がなくなります。

また、他の猫とのケンカによるケガや感染症、交通事故で命を落とす恐れなどが無く、猫も飼い主も安全・安心に暮らすことができます。

不妊去勢手術をするなどし、
責任を持って世話ができる頭数を飼う



犬や猫は繁殖効率がとても高く、1回の妊娠で多くの命を授かります。

親子同士でも妊娠する可能性もあるため、複数頭を飼っている場合は、今後、頭数が増える可能性があります。

不妊去勢手術をすることで、ペットが子どもを作れなくなるというデメリットがありますが、ペットのストレスの軽減や、高齢になったときにかかる病気の予防などのメリットもあります。

犬や猫をお家に迎え入れるときには、獣医師などに相談し、必要に応じて不妊去勢手術をしましょう。

犬や猫に首輪をつけ、
犬の散歩のときには必ずリードをつける



ふんや尿を放置してしまうと、近くに住む方々の迷惑になります。

また、犬のふんを放置すると、市の条例により2万円以下の過料を支払わなければならない場合があります。

ペットが散歩中にふんや尿をしてしまった場合は、「ふんを袋に入れて持ち帰る」「尿をした場所を水で流す」など、後始末をきちんとしましょう。

犬には年に1度
狂犬病予防注射を受けさせる



生後91日以上の子犬の飼い主は、毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられています。

4月に実施している「狂犬病予防集合注射」または動物病院で狂犬病予防注射を受けさせましょう。

☆注射を受けた後は、加東市役所生活環境課または市が委託している動物病院で「狂犬病予防注射済票」の交付を受けてください。

※予防接種の費用については、各動物病院にお問い合わせください。

ペットが健康で快適に暮らせるように、飼い主は環境を整える必要があり、また、地域や周囲の人に迷惑をかけないようにする“責任”や“マナー”があります。

責任やマナーを再確認し、家族全員が幸せな日常を送れるようにしましょう。

ペットとの“別れの日”はいずれ訪れます。

最期に“ありがとう”と伝え合えるよう、日頃からいっはいの“愛”で包んであげてください。



犬の散歩中にふんや尿をした場合は、
きちんと後始末をする